

## さいたま市監査委員告示第27号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年4月6日付けさいたま市監査委員告示第15号で公表した定期監査及び行政監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和5年9月8日

さいたま市監査委員	大	内	美	幸
同	工	藤	道	弘
同	三	神	尊	志
同	高	子		景

指摘事項等措置報告書

総務局、各区役所（総務課、地域商工室、観光経済室）及び出納室

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可に係る行政財産使用料において、使用料の算定を誤っていたので、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>ア 電柱 【西区総務課】</p> <p>イ 広告付きマット 【緑区総務課】</p> <p>(2) 行政財産の目的外使用許可（北区役所自動販売機電気料負担金等）に係る施設光熱水費等負担金において、施設に係る電気料金の算定を誤っていたので、さいたま市財産規則第27条及び行政財産目的外使用許可事務取扱要領第13に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【北区総務課】</p> <p>(3) 行政財産の目的外使用許可（郵便差出箱等）に係る行政財産使用料において、使用前に使用料を納付させていなかったため、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【中央区総務課】</p> <p>(4) 行政財産の目的外使用許可（食</p>	<p>1 収入事務</p> <p>(1) ア 電柱 正しい算出根拠により行政財産目的外使用料の再算定を行い、差額を徴収しました。 【西区総務課】</p> <p>イ 広告付きマット 指摘事項について、所属長から所属職員に対し注意喚起を行うとともに、行政財産目的外使用料の算定額を訂正し、本来負担すべき金額との差額を還付しました。 【緑区総務課】</p> <p>(2) 行政財産の目的外使用許可に係る施設光熱水費等負担金の算定額を訂正し、本来負担すべき金額との差額を同年度の別月の施設光熱水費等負担金から減額しました。 【北区総務課】</p> <p>(3) 指摘事項について、所属長から所属職員に周知し、適切に事務処理を行うよう指導しました。今後は、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第3条に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。 【中央区総務課】</p> <p>(4) 施設光熱水費等負担金における</p>

堂)に係る施設光熱水費等負担金において、施設に係る損害保険料の算定を誤っていたので、さいたま市財産規則第27条並びに行政財産目的外使用許可事務取扱要領第12の2及び第13に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【中央区総務課】

## 2 支出事務

- (1) 資金前渡において、過年度の精算誤りにより、前渡金出納簿と資金前渡口座の残高が相違していたので、適正な事務処理を行うべきである。

【西区総務課】

- (2) 西区選挙管理委員会委員報酬において、前回の指摘にもかかわらず、月額報酬をさいたま市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第4条第2項で定める日に支給していなかったため、適正な事務処理を行うべきである。

【西区総務課】

- (3) 緑区選挙管理委員会委員報酬において、月額報酬をさいたま市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第4条第2項で定める日に支給していなかったため、適正な事務処理を行うべきである。

【緑区総務課】

- (4) 区役所産業医報酬において、月額報酬をさいたま市各区役所産業医設置要綱第10条第1項で定める日までに支給していなかったため、適正な事務処理を行うべき

損害保険料について、指摘事項をきっかけに調査したところ、過年度分も算定が誤っていたので、本来負担すべき金額との差額を追徴しました。

【中央区総務課】

## 2 支出事務

- (1) 過年度の精算誤りを訂正し、令和4年度の精算時に適正な事務処理を行いました。

【西区総務課】

- (2) 指摘事項について、所属長から所属職員に周知し、適切に事務処理を行うよう指導しました。今後は、必ず複数の職員で、月初めに処理の確認を行うことで支給日を厳守し、再発防止に努めます。

【西区総務課】

- (3) 指摘事項について、所属長から所属職員に対し注意喚起を行うとともに、令和5年1月分の報酬から、さいたま市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第4条第2項で定める日に支給するよう事務処理を改めました。

【緑区総務課】

- (4) 指摘事項について、所属長から所属職員に周知し、適切に事務処理を行うよう指導しました。今後は、さいたま市各区役所産業医設置要綱に則り適正な事務処理を行

<p>である。</p> <p style="text-align: center;"><b>【中央区総務課】</b></p> <p>(5) 報償費（防災アドバイザー会講師派遣謝金等）において、支出関係書類を事実と異なる日付で作成していたので、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: center;"><b>【南区総務課】</b></p> <p>(6) 会計年度任用職員（事務補助）の旅費において、通勤経費に係る費用弁償の支給額に誤りがあったので、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第9条第3項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: center;"><b>【アーカイブズセンター】</b></p> <p>(7) 会計年度任用職員（事務補助）の職員手当等において、期末手当の支給額を誤っていたので、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第18条第6項第2号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: center;"><b>【岩槻区観光経済室】</b> <b>【審査課】</b></p> <p>3 契約事務</p> <p>(1) 一般競争入札の告示に係る決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>ア さいたま市中央区役所空調設備等保守管理業務委託契約</p> <p style="text-align: center;"><b>【中央区総務課】</b></p> <p>イ さいたま市緑区役所構内電話交換機設備賃貸借契約</p>	<p>ってまいります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【中央区総務課】</b></p> <p>(5) 報償費の支出決定の時期について、担当職員に周知し、適正な事務処理を行うよう指導しました。今後はさいたま市予算規則を遵守し事務処理を行ってまいります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【南区総務課】</b></p> <p>(6) 通勤経費に係る費用弁償の支給額の再算定を行い、差額を支給しました。</p> <p style="text-align: center;"><b>【アーカイブズセンター】</b></p> <p>(7) さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第18条第6項第2号に基づき、再計算を行い、戻入処理を行いました。</p> <p style="text-align: center;"><b>【岩槻区観光経済室】</b></p> <p style="text-align: center;">過支給した会計年度任用職員の期末手当について、戻入処理を行いました。</p> <p style="text-align: center;"><b>【審査課】</b></p> <p>3 契約事務</p> <p>(1) ア さいたま市中央区役所空調設備等保守管理業務委託契約決裁区分について、所属長から所属職員に対し、さいたま市事務専決規程の確認徹底を指示しました。今後は適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【中央区総務課】</b></p> <p>イ さいたま市緑区役所構内電話交換機設備賃貸借契約</p>
--	---

<p style="text-align: center;"><b>【緑区総務課】</b></p> <p>(2) さいたま市緑区役所構内電話交換機設備賃貸借契約において、支出負担行為伺書に係る決裁を区長決裁とすべきところを課長決裁としていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: center;"><b>【緑区総務課】</b></p> <p>4 財産管理事務</p> <p>(1) 公有財産の貸付契約（自動販売機等）において、公募の公告に係る決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: center;"><b>【見沼区総務課】</b></p> <p>(2) 貸付契約（タッチパネル式多言語対応型デジタルサイネージ）において、公募の公告に係る決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p style="text-align: center;"><b>【岩槻区総務課】</b></p>	<p>指摘事項について、所属長から所属職員に対し注意喚起を行うとともに、一般競争入札の告示に係る決裁について、適正な決裁区分である部長決裁で事務処理を行うよう改めました。</p> <p style="text-align: center;"><b>【緑区総務課】</b></p> <p>(2) 指摘事項について、所属長から所属職員に対し注意喚起を行うとともに、さいたま市事務専決規程第3条や長期継続契約に関する契約事務を改めて確認し、事務処理を改めました。</p> <p style="text-align: center;"><b>【緑区総務課】</b></p> <p>4 財産管理事務</p> <p>(1) 公有財産の貸付契約における公募の公告に係る決裁について、さいたま市事務専決規程の周知徹底を図りました。今後は、さいたま市事務専決規程第3条の規定に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【見沼区総務課】</b></p> <p>(2) 貸付契約（タッチパネル式多言語対応型デジタルサイネージ）について、さいたま市事務専決規程の周知徹底を図りました。今後は、さいたま市事務専決規程第3条に基づき適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【岩槻区総務課】</b></p>
---	---